

家庭用防犯カメラ設置事業補助金のご案内

町内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、神崎町内の住宅（共同住宅及び借家を除く）に家庭用防犯カメラを設置した方に対し、予算の範囲内で家庭用防犯カメラ設置費用を補助します。

対象者	①本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者 ②家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者又は所有者の同意を得ている者 ③町税及び町の国民健康保険税を滞納していない世帯の者
補助金額	補助対象経費（消費税を含む）に2分の1を乗じて得た額（上限20,000円） ※補助金の交付は、1世帯につき1回限り
提出書類	① 補助金交付申請書兼請求書 （町指定様式） ② 領収書 （次の内容が記載されているもの） ア 領収日（令和7年4月以降のもの） イ 領収金額（防犯カメラの設置に係る総額がわかるもの） ウ 購入店 エ 宛名（家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者又は所有者の同意を得ている者） ※原本をお持ちください。 ③ 振込口座（申請者名義のもの）が確認できる書類 （通帳またはキャッシュカードの写し） ④ 本人確認書類 （免許証、マイナンバーカード等） ⑤ 防犯カメラ等の設置場所の位置図及び設置前・後の写真等 ⑥ 防犯カメラの説明書 ⑦ 防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適切に行うことの誓約書（町指定様式）
問 合 せ	総務課 ☎ 2 1 1 1



詳しくは町ホームページをご確認ください！



住宅耐震診断・改修補助金のご案内



●耐震診断補助制度

【補助率】診断費用の1/2（上限4万円）
耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内において補助します。

●耐震改修補助制度

【補助率】改修費用の2/3（上限100万円）
耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された場合に、耐震改修工事費等の一部を補助します。

- 対象住宅 町内に存する昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築、若しくは着工されており、2階以下の木造居住住宅
- 共通事項 ①神崎町内に木造住宅を所有し、補助対象住宅に住所を有していること
②神崎町の町税に未納がないこと
- 問合せ まちづくり課建設係 ☎ 2 1 1 4